



第2期 湖西市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度

概要版



発行元

第2期 湖西市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日 ● 令和2年3月
 発行者 ● 静岡県湖西市 健康福祉部 子育て支援課
 住所 ● 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地
 TEL ● 053-576-1813(直通) FAX ● 053-576-1220
 URL ● <https://www.city.kosai.shizuoka.jp/>



1 湖西市子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

これからの子ども・子育て支援事業は、平成27年度から施行された子ども・子育て支援法の下で、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「子どもの最善の福祉」が実現される社会を目指す必要があります。子どもの視点に立ち、人権を尊重し、性差による固定的な対応をしない配慮や、他者への理解と寛容の心を育てる取組により、子どもが安心して自分らしく生きる権利を保障していきます。

湖西市（以下「本市」という。）では、上記の動向を踏まえ、現行計画の進捗状況の確認及び課題の整理とともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握し、本市における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保及びその実施時期等を盛り込んだ「第2期 湖西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、社会全体で支援していきます。

計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、「新・湖西市総合計画」を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「湖西市地域福祉計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。



2 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

湖西市では、地域の子どもは地域で育てるという考えを基本に、子どもや親を支えることはもちろんのこと、学校、地域や地元企業などの協力もいただき、子どもの発達段階に応じて、湖西市の誇る伝統文化、ものづくりの精神や豊かな自然を生かした体験の機会を提供するなどして、地域との関わりの中で学び育つ環境づくりに努めます。また、安全にも配慮した、子どもが安心して快適に育まれる居場所づくりや、子どもを持つことの喜びを実感するとともに、出産後の親子の時間を大切にできるように支援するための環境づくりにも努めます。

そして、子どもたちが笑顔にあふれ、生まれ育った郷土を愛し、将来、笑顔にあふれる子育てのできる大人へと育てていくことを目指し、湖西市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を次のとおり定めます。



計画の基本目標

- 基本目標 1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり
- 基本目標 2 子どもと親の健康を守るまちづくり
- 基本目標 3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり
- 基本目標 4 安心して子どもを育てられるまちづくり

3 行動計画

基本目標 1 社会全体で子育て家庭を支えるまちづくり

少子化や核家族化などの様々な社会情勢の変化により、共働き家庭やひとり親家庭等が増加し、不安や悩みを抱えながら子育てをする親が増えています。これまで以上に、社会全体で子どもを育み、子育て家庭を支えていくことが重要となっています。

本市では、相談や交流事業などの支援事業を実施していますが、多様化する親のニーズに応えるためには、幼稚園・保育園・こども園・学校や事業所、子育てサークルなど子育て関係団体の協力連携が必要となります。地域単位での密接な連携のもと、適切なサービス提供ができるよう、また、親子の時間を大切にできるように子育て支援体制を整備し、子育てをする人が「湖西で生み育ててよかった」と言える子育て環境づくりに努めます。

- 1 **子育て支援サービスの充実**
子育て支援センターの充実 幼稚園・保育園・こども園の子育て支援相談事業の充実
- 2 **保育サービスの充実**
保育施設の確保 延長保育の充実 一時預かり事業の充実
- 3 **地域における子育て基盤の整備**
地域子育てサークルへの支援 ファミリー・サポート・センターの充実
- 4 **子育てにおける経済的負担の軽減**
こども医療費の助成 幼児教育・保育の無償化
- 5 **子育て中の親と次代の親となる若者のための就労環境の整備**
就労中の妊婦への健康支援の充実
事業所への育児休暇制度等の啓発活動の実施
- 6 **男性の子育てへの参加機会を増進する意識啓発活動の推進**
男女共同参画の意識の高揚を図るイベントの開催
- 7 **親子と高齢者の交流の推進**
世代間交流事業の充実



基本目標 2 子どもと親の健康を守るまちづくり

子どもが元気に育つことは、その親はもちろん、地域全ての人の願いでもあります。母親の妊娠・出産期、子どもの発達時期に応じた母子保健等の事業を展開するとともに、家族全員の心身の健康の確保に努めます。

- 1 **子育て家庭の健康に関する相談・指導の推進**
母子健康手帳の交付 プレパパ・プレママ教室の充実
- 2 **母子保健サービスの充実**
離乳食教室の充実 すくすく育児教室の充実 健診事業の充実
- 3 **母子医療体制の充実**
夜間・休日における小児医療機関の情報提供の充実
- 4 **子どもと親の健康への支援体制の整備**
発達に遅れがみられる子どもへの相談・支援事業等の充実
- 5 **心身の健康づくりの推進**
歯とからだの健康まつりの充実 親子料理教室の充実



基本目標 3 子どもが健やかに学び育つためのまちづくり

全ての子どもの健やかな育ちを支えるため、就学前教育の充実、学校教育環境の整備等に努めます。また、子育てについての第一義的責任は保護者が持つという視点に基づいたうえで、家庭及び地域との連携により子どもの学習機会を充実させ、地域の教育力の向上に努め、社会全体で子どもを育てていくという意識の向上に努めます。

- 1 **就学前教育の充実**
親子運動遊びの充実 ブックスタート事業の充実
- 2 **子どもの生きる力を育てるための学校教育環境の整備**
環境教育の推進 思い出に残る1学校1行事創造事業の推進
- 3 **保健教育活動の充実**
学校等における思春期の保健対策の充実
- 4 **地域・家庭における教育への支援**
家庭教育支援活動の充実 親子体験教室の充実
- 5 **障がい・発達の遅れがある子どもへの支援**
交流活動の促進 学校施設のユニバーサルデザイン化



基本目標 4 安心して子どもを育てられるまちづくり

子どもを巻き込んだ事故や犯罪の防止に努めるとともに、放課後における児童の居場所の確保を目的とした遊び場等の環境の整備、公共施設等の活用を含めた子どもと子育てをする親に配慮した、快適に子育てができるまちづくりを推進します。

- 1 **まちの安全性の確保**
子どもを守る防犯体制の強化 地域による声掛け運動の推進
- 2 **子どもが安心して遊べる居場所の確保**
遊びの広場の利用促進
- 3 **子育てに配慮した住環境の確保**
若い世代の定住や移住の促進



4 施策の展開

1 認定区分について

子ども・子育て支援法に基づく制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

【認定区分と提供施設】

	1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども	3歳以上 保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	3歳以上 保育の必要性あり (教育のニーズあり)	3歳未満 保育の必要性あり (教育のニーズなし)
利用できる施設	幼稚園 認定こども園	幼稚園 認可保育園 認定こども園 地域型保育事業	認可保育園 認定こども園 地域型保育事業

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

本市に居住する子どもとその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、量の見込みに対応するよう、教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

【教育・保育の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定	人	①量の見込み	682	621	564	521	509	
		②確保の内容	1,262	1,132	1,147	1,147	1,147	
		②-①	580	511	583	626	638	
2号認定	人	①量の見込み	610	579	548	527	526	
		②確保の内容	662	633	654	639	639	
		②-①	52	54	106	112	113	
3号認定	0歳	①量の見込み	106	106	105	105	104	
		②確保の内容	特定教育・保育施設	91	91	100	100	100
			特定地域型保育事業	15	15	15	18	18
	②-①	0	0	10	13	14		
	1・2歳	①量の見込み	363	363	363	361	358	
		②確保の内容	特定教育・保育施設	343	343	345	330	330
			特定地域型保育事業	21	21	21	36	36
②-①		1	1	3	5	8		
合計	人	①量の見込み	1,761	1,669	1,580	1,514	1,497	
		②確保の内容	2,394	2,235	2,282	2,270	2,270	
		②-①	633	566	702	756	773	

3 地域子ども・子育て支援事業の確保の内容

本市に居住する子どもとその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望を踏まえ、事業の提供体制の確保の内容を定めます。

【地域子ども・子育て支援事業の確保方策】

事業	事業の内容	令和6年度 (計画終了年度)
		確保の内容
①放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などの児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	544人
②時間外保育（延長保育）事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園・こども園等で保育を実施する事業	450人/月
③一時預かり事業 (在園児対象型)	1号認定	8,500人日/年
	2号認定	1,500人日/年
④一時預かり事業 (在園児対象型を除く)、ファミサポ事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)、 トワイライトステイ事業	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や保育施設への入所を待機している乳幼児を、保育園等で一時的に預かる事業	4,100人日/年
⑤病児保育事業、ファミサポ事業 (病児・緊急対応強化事業)	乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業及び病気となった場合の児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業	-
⑥ファミサポ事業（就学児）	児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業	121人日/年
⑦ショートステイ事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、宿泊を伴う養育を行う事業	-
⑧地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業	20,784人回/年
⑨利用者支援事業	幼稚園・保育園・こども園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業	1箇所
⑩乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	324人
⑪養育支援訪問事業	養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業	5人
⑫妊婦健診	安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨する事業	316人